

指導行政のポイント

総則改訂は“路線変更”か

菱村 幸彦

昨年、年の瀬も押し詰まった12月26日、文部科学省から、学習指導要領（以下「指導要領」）の一部改訂が告示された。

改訂のポイントを吟味すると

改訂のポイントは、次の3点である。

- (1) 「はじめ規定」の適用を緩めるなど、指導要領の最低基準性を一層明確にしたこと。
- (2) 各学校における目標・内容の設定や全体計画の作成を求めるなど、「総合的な学習の時間」の一層の充実を図ったこと。
- (3) 習熟度別指導、補充的学習、発展的学習等を例示するなど、個に応じた指導の一層の充実を図ったこと。

今回の改訂について、マスコミは、文科省が“ゆとり教育”から“学力重視”に路線変更を行ったものと論評しているが、私の見方はこうだ。

第1に、指導要領の最低基準性を示す「第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる」という総則の規定は、昭和30年代から導入されているもので、最近言い出したことではない。ただ、教科書検定で「はじめ規定」を厳格に運用したことなどもあって、指導要領の最低基準性が十分理解されなかった（検定基準と指導基準は法的には別のものなのだが）。今回の改訂で、この点は明確になった。

第2に、総合的な学習については、学校裁量に委ねられていることから、国レベルでは目標や内容を定めていない。しかし、学校レベルでは目標・内容の設定と全体計画の作成等は欠かせない。総合的な学習の実施状況にかんがみ、今回、この点を明確にした。

第3に、もともと指導方法は、指導要領に規定がなくても、学校の判断で自由に実施できる。今回、小学校に習熟度別指導、小・中学校等に補充的学習、

発展的学習、課題学習等の例示が追加されたのは、その実施を促す奨励的意味があるにすぎない。

新指導要領のねらいの実現を図る

こうしてみると、今回の指導要領の改訂には、格別、目新しいものはない。ましてカリキュラム行政の路線変更を示すような中身はない。

今回の指導要領改訂を提言した中教審答申（平成15年7月）は、「言うまでもなく、このように子どもたちに[確かな学力]、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力などからなる[生きる力]をはぐくもうとする考え方は、平成8年の中央教育審議会答申以来、本審議会としての一貫した考え方である」と路線変更を意図するものでないことを念押ししている。

告示とともに出された文科省通知（平成15年12月26日事務次官通知）も、今回の改訂は、「新学習指導要領のねらいの一層の実現を図るため」のものだと明言している。もともと新指導要領は学力を軽視していない

一時、文科省内から教育改革をわかりやすく説明するため、ことさらに教育内容の精選を強調し、結果的に学力の育成を軽視すると受け取られかねない発言が出て、それが新指導要領について誤解を招いたことは否めない。

一部の大学人や塾の関係者がその発言を捉えて、ゆとり教育（これは文科省の言葉ではない）が学力低下をもたらすと批判を加え、新指導要領への不安をあおる結果となった。今回の指導要領の改訂で、そうした不安が払拭されることを期待したい。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の連絡は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

●新刊案内●

緊急出版！ 1月31日刊行予定 予約申込み受付中

教育開発研究所刊

文科省通知（12/26）に基づく改訂のポイントを徹底解説 / B5判 240頁・定価 2500円

『改訂学習指導要領 全文と要点解説』